

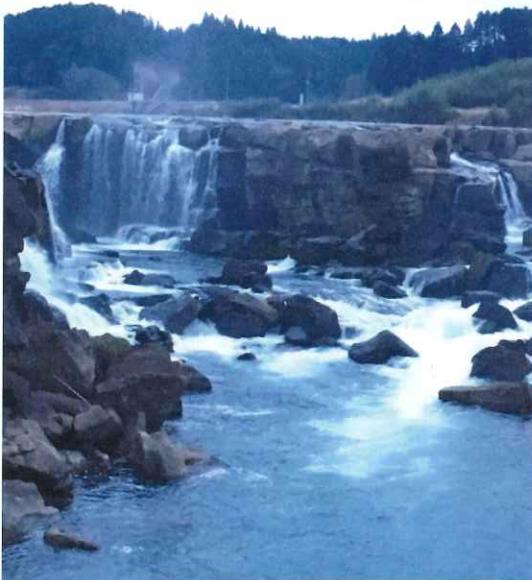
鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2018年(平成30年) July 7月号

平成30年度（公社）鹿児島県労働基準協会定時社員総会が開催されました



曾木の滝（伊佐市）

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
平成30年度（公社）鹿児島県労働基準協会	
定時社員総会が開催されました.....	2
第13次労働災害防止計画の概要が発表されました	
～鹿児島労働局～.....	3～6
労務管理あれこれ	
～社員が社有車で事故を起こした場合の	
罰金制度導入したいが～.....	7
労働保険年度更新申告書の提出は、お済ですか.....	8
化学物質取り扱いにおける安全配慮義務.....	9
無期転換ルール係るQ & A.....	10
「無期転換ルール」への対応を	
無期転換コンサルタントが無料でサポートします.....	11

賃金構造基本統計調査にご協力を	
～この7月、全国一斉に実施されます～.....	11
多様な選考・採用機会の拡大について.....	12
平成30年 業種別死傷災害発生状況（5月末速報値）.....	12
平成30年度業務改善助成金のご案内.....	13
医療勤務環境改善支援センターをご利用ください.....	14
会社の夏季休暇に年休をプラスして	
連続休暇を取得しよう.....	15
STOP！熱中症予防対策について ～中災防～.....	16
第77回（平成30年度）全国産業安全衛生大会のご案内.....	17
労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内.....	17
中小規模事業場向け安全衛生相談窓口を開設しました.....	17
平成30年8月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

夏の暑さで少しは食欲も落ち夏痩せするかと思えば、仕事から帰っての冷たいビールが美味しい、ついつい食べ過ぎている。日頃とりたてて運動をしているわけでもなく、若い頃に比べると日常生活においても活動量は断然減っているのに、年をとるにつれ食欲は衰えることなく増すばかりのような気がしている。

『腹八分目に医者いらず』というが、コンビニはいつでも開いており、冷蔵庫には必ず冷凍食品が入っている。『腹八分目』ではなく、むしろ『腹六分目』がちょうどいいのかも

しない。何時でも簡単に食べ物を食することができるようになつた今の時代では簡単にはいかないようであるが、よく囁んでの『腹八分目』の食事と、就寝前の2時間以内は何も食べないことを励行したいと考えている。

また、この『腹八分目』は、食事だけではなく、仕事や生活にも言えるのではないだろうか。時には休憩も取らずに忙しく仕事をすることもあるだろうが、日々仕事や生活を続けるためには休憩や息抜きの時間が必要である。ちゃんとした仕事をし、しっかりと生活を送るためにも、日頃から『腹八分目』を意識したいものである。

平成30年度定時社員総会開催される

(公社)鹿児島県労働基準協会

6月22日、鹿児島市内のホテルにおいて、平成30年度定時社員総会を開催し、平成29年度事業報告及び収支決算、監査報告、役員・支部長の選任、常勤理事等の報酬等に関する議案等が上程され、いずれも原案どおり承認されました。

当日は、役員、代議員多数の出席のもと、ご来賓として鹿児島労働局より、小林剛局長様、田之上英治労働基準部長様、恩田基弘督課長様をお迎えし、ご祝辞を頂くなど盛会のうちに開催することができました。

新会長に選任された諏訪健作会長は、行政・関係機関との連携を密にし、働き方改革等法改正に対応した事業の取組と本会の事業計画を確実に推進し、一層の公益事業を進めていきたいとあいさつを行いました。

また、新たに第13次労働災害防止計画が策定されたことから、より一層労働災害防止活動に重点をおき、労働災害撲滅を図っていきたいと決意を述べました。

総会後は、永年勤続表彰も行われ、役員表彰では、永年にわたり役員として本会の発展のため御尽力された方に会長より表彰状が授与されました。感謝申し上げますとともに今後の活躍を期待申し上げます。表彰された方は、次のとおりです。

【役員永年表彰】

・木山 裕継（前 理事・加治木支部長）

【職員勤続表彰】

- ・上久木田 昭弘（40年勤務 本部）
- ・有馬 真一郎（30年勤務 ヘルスサポートセンター鹿児島）
- ・小野 三智男（同上）
- ・永里 真澄（同上）
- ・下小野田 祐子（同上）
- ・長田 行博（20年勤務 ヘルスサポートセンター鹿児島）
- ・下入佐 剛志（同上 鹿児島教習所）
- ・内田 真理（同上 本部）
- ・今門 さゆり（同上 種子島支部）

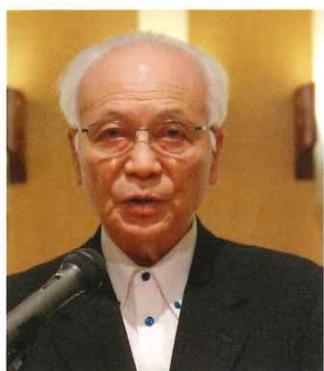


総会風景

平成30年度・31年度 (公社)鹿児島県労働基準協会 役員名簿

(平成30年6月22日現在)

役 職	氏 名	新・再	所属事業場名	役 職
会 長	諏訪 健作	再任	(株)トヨタレンタリース鹿児島	代表取締役会長
副会長 鹿児島支部長	下堂園 豊	再任	(株)下堂園	代表取締役社長
副会長 川内支部長	橋口 知章	再任	(株)橋口組	代表取締役
副会長 鹿屋支部長	森 潤一郎	再任	成武建設(株)	代表取締役社長
理 事 加治木支部長	塚田 洋一	新任	(株)川原建設	代表取締役
理 事 加世田支部長	西 浩二	再任	(株)加世田自動車学校	代表取締役社長
理 事 志布志支部長	松清 幸男	再任	松清産業(株)	代表取締役会長
理 事 大島支部長	吉田 邦男	再任	吉田商事(株)	代表取締役社長
理 事 種子島支部長	林 隆夫	新任	新光糖業(株)種子島本部 中種子工場	品質管理部長
理 事 本部 (専務理事)	吉本 耕作	再任	(公社)鹿児島県労働基準協会	専務理事
理 事 本部	本坊 修	再任	本坊酒造(株)	取締役会長
理 事 鹿児島	池田 純一	再任	(株)ニシムタ	代表取締役副会長
理 事 鹿児島	末吉 晴海	再任	末吉建設(株)	代表取締役社長
理 事 鹿児島	大津 學	再任	(株)大津倉庫	代表取締役社長
理 事 鹿児島	瀬上剛一郎	再任	鹿児島県経営者協会	専務理事
理 事 鹿児島	福永 昭一	再任	(株)福尚	代表取締役社長
理 事 川 内	桑原 宏志	新任	(株)植村組	代表取締役社長
理 事 鹿 屋	下小野田 隆	再任	国基建設(株)	代表取締役社長
理 事 加治木	山口 克典	新任	(株)ヤマグチ	代表取締役
監 事	重久 善一	再任	重久公認会計士事務所	所長
監 事	大脇 通孝	再任	大脇総合法律事務所	所長



諏訪会長のあいさつ



小林労働局長の祝辞

(公社)鹿児島県労働基準協会 平成30年度定時社員総会



表彰受賞者

第13次労働災害防止計画の概要が発表されました

(公社)鹿児島県労働基準協会

鹿児島労働局は、2018年度を初年度として、今後、5年間にわたり労働局が重点的に取り組む事項を定めた新たな「労働災害防止計画」(局版の第13次労働災害防止計画)を策定しましたので、その概要についてお知らせ致します。

第13次労働災害防止計画の概要 —鹿児島労働局—

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

計画が目指す社会

「働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得る社会の実現」

働く方々の一人ひとりはかけがえのない存在であり、一人の被災者も出さないという基本理念の下、一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るような社会とするには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保され、高年齢労働者を始めとしてあらゆる環境におかれられた労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

計画の全体目標

- 労働災害による死亡者数を毎年対2017年比25%以上減少とする
- 2022年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を5%以上減少（2017年比）

5つの重点施策

- ①労働災害の撲滅を目指した対策の推進
- ②過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進
- ③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

第13次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（労働安全衛生法第6条に基づき、5年ごとに厚生労働大臣が策定）。

現状と課題

労働災害による被災者数（平成29年：確定値）

- 死亡者数：21人（12次防目標は毎年15人以下）
- 死傷者数：1,961人（12次防目標は1,445人）

- 労働災害は長期的には減少しているが、12次防最終年時点では平成12年時点の水準まで再び増加している。特に、就業者が増加している社会福祉施設を中心に第三次産業では増加率が高い。
- 死亡災害も長期的には減少しているが、12次防期間の平成26～29年では目標値を上回っており、建設業・製造業・林業の割合が高い。

計画の目標

- ◆ 労働災害による死者の数を各年対2017年比25%以上減少とする
- ◆ 労働災害による死傷者の数を5%以上減少（労働災害減少重点業種では、死傷年千人率で目標を設定）

【重点業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成24年	平成29年	災害増減率	平成24年死傷年千人率	平成29年死傷年千人率
建設業	267	312	16.9%	6.28	8.02
製造業	357	377	5.6%	4.46	4.55
下記3業種	324	409	26.2%	2.11	2.34
小売業	147	183	24.5%	1.75	2.02
社会福祉施設	128	166	29.7%	3.36	3.10
飲食店	49	60	22.4%	1.58	1.95
陸上貨物運送事業	171	171	0.0%	6.25	6.47
全業種合計	1,701	1,961	15.3%	3.16	3.56

（出典：労働者死傷病報告）

ポイント①

死亡災害等の重篤災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業、林業に対して、「墜落・転落災害」「激突され災害」「機械によるはざまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組むとともに、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知を図る

ポイント②

重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、増加が著しい業種、事故の型に着目した重点対策ごとに数値目標を設定し、対策を展開（就業者数の増減で影響を受けないよう死傷年千人率で目標を設定する）

ポイント③

急増している第三次産業に対する集中的取組

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に人手不足感の強い小売業・飲食店及び就業者が増加している社会福祉施設に対する集中的取組を実施

①労働災害の撲滅を目指した対策の推進

重点業種・事故の型別対策

重篤災害減少重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 高所作業時における墜落防止用保護具としてフルハーネス型とし、適切な保護具の使用の徹底を図る。
- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」による計画的な発注及び工期の平準化、安全衛生経費の確保

製造業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上、食料品製造業の死傷者数を毎年1.5%以上減少させる

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはざまれ・巻き込まれ灾害を防止する。
- 特に、食料品製造業において、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、職長に対する教育の実施等を推進する。

林業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及
- 下肢を保護する防護衣の着用の徹底
- 安全教育の充実等

労働災害減少重点業種

第三次産業対策

【目標】
小売業・飲食店・社会福祉施設
死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 小売業・飲食店の多店舗展開している事業場については、企業単位での安全衛生管理の実施や、経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」等による危険感受性の向上に取り組む。
- 社会福祉施設については、関係団体と連携し、新規開設事業場を含め、雇入れ時の安全衛生教育を徹底し、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- 小売業・飲食店は、非正規労働者が多いため、雇入れ時の安全衛生教育の徹底と労働災害防止意識の向上を図る。

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、保護帽の着用や荷台等からの墜落・転落等基本的な安全対策の徹底を図る。

②過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進

メンタルヘルス対策

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上
・ストレスチェック結果を集団分析する事業場の割合を60%以上

- 4つのケア、ストレスチェックの実施及びストレスチェック結果の集団分析等の取組の推進
- 取り組み方が分からぬ事業場への支援を充実・強化
(参考) <http://kokoro.mhlw.go.jp>《こころの耳》で検索

過重労働対策等

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理の徹底
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 産業医・産業保健機能の強化

化学物質等対策

- 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントの促進
- 解体等作業における石綿ばく露防止対策の徹底

熱中症対策

【目標】熱中症による死傷者数を前計画総数の5%以上減少させる

- JIS規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用したWBGT値（暑さ指数）の把握とその評価の徹底
- 評価に応じた、環境管理・作業管理・健康管理の実施

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- 事業者に対する効果的な支援の実施
- 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置の徹底

全業種共通**腰痛・転倒災害対策**

- 4S(整理・整頓・清掃・清潔)やステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の転倒防止対策の促進
- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知
- 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進
- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育の強化

③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の災害防止対策の推進。
- 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応。

④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 疾病を抱える労働者の就労継続にあたって、「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知・啓発、地域両立支援推進チームの活動の推進。

⑤業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

- 労働災害が減少しない業界や取組が低調な団体等に対して自主的な取組要請を行うとともに、活動に対して必要な支援を行う。
- 所管官庁との連携の強化を図る。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署 安全衛生課	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	899-5211	姶良市加治木町新富町 98-6	0995-63-3035
名瀬労働基準監督署 監督・安衛課	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0574
鹿児島労働局労働基準部 健康安全課	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8279

働く方々の一人ひとりがかけがえのない存在であり、
一人の被災者も出さない社会を実現させよう

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

社員が社有車で事故を起こした場合の罰金制度導入したいが

(Q) 当社では、営業先を回る際に社有車を利用させていたため、昨今の交通事故が多発している状況に危惧を覚えています。そこで、事故の発生を未然に防ぐために、軽重を問わず、社員が社有車で事故を起こした場合や、交通法規に違反した場合に、当該社員に罰金（10万円程度）を課す制度を導入できないものかと考えております。この場合には、直接その者を管理・指導すべき立場にある管理職にも、一定額の罰金（5万円程度）を課したいのですが、このような制度は、労働基準法上、問題があるのでしょうか。

損害賠償額の予定に当たり労基法違反に

(A) ご質問は、交通ルールに違反した従業員に対して一定額の罰金を課すことが可能か否かということですが、結論から申し上げますと、ご質問のような制度は、労働基準法第16条で禁する賠償を予定する契約に該当することになりますから、このような制度を設けることはできません。

すなわち、同条は、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」と定めているからです。

同条により禁止される行為は、労働契約上、①労働者に債務の不履行があった場合にあらかじめ違約金を支払わせることを労働契約で定めること、または②労働者に債務の不履行があった場合に備え、あらかじめ一定額の損害賠償を行わせることを定めておくことの2つです。

具体的には、次のようなものなどが該当するといえましょう。

- ① なにがしかの資格取得後、一定期間以上就労することを義務づけ、これに反して退職する場合は、一定額の違約金を支払わなければならぬこと
- ② 遅刻や早退、欠勤などの債務不履行があった場合に、その不就労時間数に対応する賃金分及び減給制裁の枠に関係なく、一定額の罰金を課すこと
- ③ 不注意によって不良品を生産した場合に一定額の罰金を課すこと
- ④ 会社の設備品を破損した場合に一定額の罰金を課すこと

判例では、美容師見習いが勝手に退職した場合などに、技術指導の講習手数料として月額4万円を入社時にさかのぼって徴収するとしていたケースで、指導の実態が新入社員教育とされて違いがなく、この契約によって労働者の退職の自由を奪う性格を有することは明らかであるとして同条に違反すると判断されたものがあります（サロン・ド・リリー事件 昭61・5・30 浦和地判）。

逆に、同条に抵触しないものとしては次のようなものが考えられます。

- ① 修学、留学などを希望する従業員を対象に、その費用を貸与し、卒業後、会社に戻ってから貸付金を返してもらうが、一定期間以上就労した場合にはその弁済義務を免除すること
- ② 遅刻や早退、欠勤などの債務不履行があった場合に、法第91条で定める制限の範囲内で減給制裁を行う旨が就業規則に定めてあり、その範囲で制裁を行うこと
- ③ 従業員が過失によって会社の備品を破損させるなどの損害を与えた場合には、その実際の損害額に相当する額の賠償を求める旨定めておくこと

したがって、ご質問の制度は、従業員が交通法規に違反したり、社有車で事故を起こした場合に、その事故や違反行為によって実際に会社に損害を生じさせていなくても、また実際の損害額が10万円未満であっても、一律に10万円の損害賠償義務を負わせることになるわけですから、同条に抵触することは明らかです。

これは、たとえ管理職であっても役員でなければ労働者ですから、同条の規定による保護を受けますので、管理職に対してもこのような制度を適用することができないのはいうまでもありません。

交通違反をなくしたいという御社のお考えはよく分かりますが、罰金という法に抵触する制度ではなく、社内の交通安全教育を徹底するなどの方法で違反をなくすための努力をされるべきでしょう。

記事の訂正とお詫び

5月号鹿児島労基（平成30年5月1日発行）の記事で次のとおり名前に間違いました。訂正しお詫び申し上げます。

8ページの田之上英治労働基準部長の名前(ふりがな)

正 たのうえ えいじ
誤 たのうえ ひではる

労働保険年度更新申告書の提出は、お済みですか。

鹿児島労働局労働保険徴収室

労働保険年度更新手続きとは、皆様の事業場から労働保険料申告書を提出いただき、この申告書で算定された労働保険料を納付いただくものです。

今年度は、7月10日までにこれらの手続きを行っていただくことになっておりますが、まだ手続きがお済みでない事業場は、至急申告書を提出いただき、保険料（分割納付の場合は第一期分）を納付いただきますようお願いいたします。

労働保険料申告書の受付は、最寄りの労働基準監督署や鹿児島労働局総務部労働保険徴収室で行っています。

また、郵送やインターネットによる提出もできます。郵送の場合は鹿児島労働局総務部労働保険徴収室まで送付してください。

なお、受付・審査の事務の一部を外部委託しておりますので、申告内容について委託業者（民間事業者）から照会させていただくことがあります。

お問合せ・送付先

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21

鹿児島労働局総務部 労働保険徴収室

電話 099(223)8276

労働保険事務組合をご存じですか

労働保険事務組合とは

雇用保険、労災保険への加入手続きや保険料の申告・納付手続き、労働者の入社、退社のときの届出等の事務手続きがあるため、その事務手続きがわざらわしく負担と感じられている事業主の皆様も少なからずいらっしゃると思います。

そこで、事業主が行わなければならぬこれらの事務処理を、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が、事業主に代わって一括して処理出来ることにしたのが、労働保険事務組合制度です。

事務委託出来る事業主は

常時使用する労働者の数が

- * 金融、保険、不動産、小売業で1人以上50人以下
- * 卸売、サービス業で1人以上100人以下
- * その他の事業で1人以上300人以下

} であれば、委託することが出来ます。

事業主に代わって事務組合が行う事務処理は

事業主に代わって次の手続きを労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ行うことが出来ます。

- ①労働保険料の申告・納付に関する事務
- ②労働保険関係成立、雇用保険の事業所設置届等の提出等に関する事務
- ③雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ④労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ⑤一般拠出金に関する事務

事務組合へ委託した場合のメリットは

- ①事務組合が一括して事務処理をしますので、事業主がその都度行う各種の手続き等の事務処理が軽減されます。
- ②労災保険には本来加入することの出来ない事業主や家族従事者も特別に労災保険（特別加入制度）に加入することができます。
- ③労働保険料の納付については、概算保険料の多少にかかわらず3回に分けて納付することが出来ます。
また、下記表のように、事務組合へ委託している事業主は納付時期に余裕が出来ます。
- ④その他に、労働保険事務組合連合会が行う「労保連労働者災害共済制度」への加入や、委託された事業主に対しての各種の雇用保険制度活用のための事業主説明会への参加も出来ます。

中小事業主にとって、事業主等の労災保険特別加入や事務処理の軽減が図れて非常に便利な制度です。



		3回分割		
		第1期（初期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月10日	10月31日	翌年1月31日
	労働保険事務組合		11月14日	翌年2月14日

事務組合への加入に関するお問い合わせは

現在、県内各地に約120の団体が事務組合の認可を受けて労働保険の事務を行っております。既存の事業主はもとより、新規に事業を始めて労働者を雇用予定の事業主の皆様、事務組合への委託をお勧めします。加入についてのご相談、お問い合わせは鹿児島労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ
*鹿児島労働局のHPへも労働保険事務組合の名簿を掲載しております。

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

(住所) 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎

(電話) 099-223-8276

化学物質取り扱いにおける安全配慮義務

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 東 正樹
 （株式会社鹿児島環境測定分析センター 代表取締役）

事業場では、労働契約法5条「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」に基づき、安全配慮義務が求められています。では、事業場はどこまでやれば安全配慮義務を果たしたと言えるでしょうか。

実は、安全配慮義務の範囲について明確な規定はありません。社会的に相当な、できるだけの手段を尽くすことが必要です。化学物質に関する労災裁判の判例を基に考えてみます。

まず、労働安全衛生法令に基づく措置が取られておらず、事業場に損害賠償が命じられた裁判例（神戸地裁平成2年12月27日判決）を紹介します。

- ・概要：作業場で有機溶剤（トルエン、ヘキサン等）を含むゴム糊を使用する作業に従事していた労働者が、その間高濃度の有機溶剤のばく露を受けたため有機溶剤中毒にかかったとして損害賠償を請求した事例
- ・判決理由（一部）：会社は、使用者として労働安全衛生法、労働安全衛生規則等及び有機溶剤中毒予防規則に定める義務を負っており、具体的には次の安全配慮義務を負っていたと認められる。
 ①局所排気装置を設置すべきであった。
 ②呼吸用保護具や保護手袋等、適切な保護具を備えるべきであった。
 ③安全衛生教育を実施すべきであった。
 ④特殊健康診断を実施すべきであった。
 ⑤作業環境測定を実施し、結果を記録しておくべきであった。
 ⑥有機溶剤に基づく掲示をすべきであった。各事実を総合すると、会社は、労働者に対し負っていた安全配慮義務に違反し、有機溶剤中毒に罹患せしめたと判断できる。よって、損害を賠償する責任がある。

本事例では、労働安全衛生法令で定められている措置義務が必須であることが示されました。

次に、法令等の義務がない作業場で、安全配慮義務違反のため事業場に損害賠償が命じられた裁判例（東京地裁平成21年3月27日判決、東京高裁平成24年10月18日判決）を紹介します。

- ・概要：勤務場所を仮設棟へ移転後、ホルマリン等の化学物質にばく露して体調不良となり、約3か月後に退職届を提出。その後、医療費と慰謝料請求をした事例
- ・判決理由（一部）：事業者は、労働者に対して仮設棟を勤務場所として指定したのであるから、化学物質過敏状態を発症させるような濃度の化学物質が存在しないように配慮すべき義務を負うにもかかわらずこの義務に違反した。

本事例では、発症の原因は空気中の高濃度のホルムアルデヒドによるものとし、安全配慮義務違反として診療費約14万円、慰謝料390万円、弁護士費用40万円の請求が認められています。

これは、法令に基づく義務がない作業場であっても、健康被害が想定されるのであれば、社会的に相当なできるだけの対策を行わないと、安全配慮義務違反となるおそれがあることを示しています。

なお、本事例は「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン」（厚生労働省平成14年3月15日付け基発第0315002号）が出され、「シックハウス症候群」という病名が一般的になった後に起きた事案です。ちなみに、ガイドラインでは、濃度の測定、換気等による濃度低減措置、就業場所の変更、相談支援体制の活用などを講ずることとされています。

このように、安全配慮義務の範囲は、単に労働安全衛生法上の措置義務が必須であるだけではなく、より広い範囲の内容を包含することを認識しておく必要があります。特に労働安全衛生法第28条の2で努力義務となっている、リスク低減措置の実施は、安全配慮義務の観点から見ると非常に重要です。

※紹介した事例は、外井 浩志著「よくわかる労災補償と裁判～安全配慮義務と安全衛生管理～」より抜粋したものです。

無期転換ルールに係るQ & A

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

無期転換ルールは、同一の使用者との間で、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換されるルールのことです。有期契約労働者とは、1年や6か月単位の有期労働契約を締結、または反復更新している方であり、一般に「契約社員」、「パートタイマー」、「アルバイト」などと呼ばれる社員です。パートナー社員など各社が独自に位置づけている雇用形態でも名称に関わらず契約期間に定めのある場合は、有期契約労働者となり、無期転換ルールの対象となります。

厚生労働省では、インターネット上に「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」を開設しています。このポータルサイトでは無期転換ルールの概要や、無期転換制度について先進的な取組を行っている企業の事例紹介、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。

さらに、無期転換ルールについて多く寄せられている質問をQ&A形式にまとめて掲載してあります。今回その中からいくつかのQ&Aを紹介します。

無期転換の申込みがあった場合、いつから無期労働契約に転換する必要がありますか。

無期転換の申込みがあった場合、申込時の有期労働契約が終了する日の翌日から、無期労働契約となります。例えば、平成25年4月1日に開始した有期労働契約を更新して、平成30年3月31日に通算契約期間が5年となる労働者が、平成30年4月1日から1年間の有期労働契約を締結し、この契約期間中に無期転換の申込みを行った場合、平成31年4月1日から無期労働契約となります。

労働者から無期転換の申込みがありましたら、必ず無期転換しなければならないのでしょうか。

通算契約期間が5年を超える有期契約労働者が、現在締結している有期労働契約の満了日までの間に、無期転換の申込みをしたときは、使用者はこの申込みを承諾したものとみなされ、申込みの時点で、申込時の有期労働契約が満了する日の翌日から労務の提供が開始する、という始期が付された無期労働契約が、既に成立していることになります。したがって、会社は無期転換を拒否することはできません。（労働契約法第18条1項）

例えば、平成25年4月1日に開始した有期労働契約を更新して、平成30年3月31日に通算契約期間が5年となる労働者が、平成30年4月1日から1年間の有期労働契約を締結し、この契約期間中に無期転換の申込みを行った場合、申込みを行った時点で、平成31年4月1日から実際に働く旨の無期労働契約が成立することとなります。

60歳定年後に有期労働契約で継続雇用している労働者を、65歳を超えて契約更新した場合、この労働者は無期転換の申込みができるのでしょうか。

定年後に引き続き雇用している有期契約労働者についても、同様に無期転換ルールは適用となります。

ただし、適切な雇用管理に関する計画を作成し都道府県労働局長の認定を受けた場合には、特例として、その事業主に定年後引き続き雇用される期間は、無期転換申込権が発生しないという制度もあります。

無期転換申込権が発生する前に、社員を雇止めすることはできますか。

使用者が有期労働契約の更新を拒否した場合（雇止め）、労働契約法第19条に定める雇止め法理により、一定の場合には当該雇止めが無効となる場合があります。また、無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。有期労働契約の満了前に、更新年限や更新回数の上限などを一方的に定めたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

有期労働契約から無期労働契約に転換した場合に、本人から退職の申出がない限りは雇用し続けなければならないのか。雇用の上限を定めることはできないのか。

雇用の上限を定めることは、定年を除きできません。定年などの労働条件を、無期転換後の労働条件として適用する必要がある場合には、あらかじめ、労働協約、就業規則または個々の労働契約によりその内容を明確化しておくことが望されます。

使用者が、定年によらず、無期労働契約に転換した労働者を解雇する場合には、労働契約法第16条の解雇権濫用法理が適用され、当該解雇が「客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められない場合」には、権利濫用に該当するものとして無効となります。

通算契約期間が5年を超える有期労働契約を締結する際には、無期転換の申込みができることを使用者は説明しなければならないのか。

法律上、そのような説明をしたり、労働者に周知をする義務は定められておりません。

ただし、計画的な人事管理を行う観点からも、また、無期転換申込権の有無をめぐる紛争を回避する観点もから、あらかじめ、労働条件通知書において、「労働契約法第18条の規定により、有期労働契約の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。」との記述をする等の周知を行って頂くことが望れます。

有期契約労働者の無期転換ポータルサイトへは
muki.mhlw.go.jp または「無期転換サイト」で検索

無料

「無期転換ルール」への対応を無期転換コンサルタントが
無料でサポートします～応募締切：7月31日～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

中小企業の皆さん、「無期転換ルール」への対応にお困りではありませんか。

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、有期契約労働者からの申込みによって、無期労働契約に転換するというルールです。このルールを規定した改正労働契約法が平成25年に施行してから、今年の4月で5年が経ち、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生しています。

「無期転換ルール」への対応を円滑に行うためには、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って就業規則の整備などによる社内制度化を図っていく必要があります。

そこで、厚生労働省では、「無期転換ルール」への対応を検討している中小企業や、まだ対応していない中小企業に対して、社内制度化を検討するために必要な助言や支援を行う無期転換コンサルタント（社会保険労務士など）を無料で派遣し、企業をサポートします。

この機会に、ぜひ「無期転換ルール」に関する社内制度を整備してみませんか。ご応募をお待ちしています。

【無期転換コンサルタントによる主な支援内容】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 雇用管理の現状を点検 | 3 制度導入に向けた助言・援助 |
| 2 社内制度化に向けた課題把握のサポート | 4 就業規則の整備などを助言 |

【応募締切】 平成30年7月31日（火）

※定員に達し次第、募集を締め切る場合があります。

【募集定員】 100社程度

※申込状況によっては、秋ごろにも再募集を行う予定です。

【申込方法など詳細はこちら】 「無期転換ルール」への対応をサポートします。

コンサルティング希望企業のご案内（無料）

<https://www.mukitenkan.jp/consulting>

【お問い合わせ先】 厚生労働省「無期転換ルールに関する取り組みに対する啓発支援事業」事務局

PwCコンサルティング合同会社（委託先）

電話：03（6869）5037（受付時間 平日10：00～17：00）

この7月、全国一斉に実施されます。

賃金構造基本統計調査にご協力を

鹿児島労働局賃金室

「賃金構造基本統計調査」って、何を調べるの？

賃金構造基本統計調査は、労働者の賃金実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別に明らかにするための調査です。このような事項別に賃金実態を調査している唯一の公的統計で、国の実施する最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査結果はどのように役立っているの？

民間では、賃金決定や労務管理の資料として幅広く利

用されています。この他、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定や、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度の算定など、また各種政策決定の際にも幅広く利用されており、極めて重要な役割を果たしています。

調査の実施にあたっては、鹿児島労働局賃金室から、事業主の皆様に調査票をお送りし、ご協力をお願いしております。この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、どうぞご回答いただきますようお願い申し上げます。

多様な選考・採用機会の拡大について

鹿児島労働局職業安定課

【若者雇用促進法の指針の改正及び年齢にかかわりない転職・再就職者の受け入れ促進のための指針の策定のご案内】

近年、企業の中途採用ニーズが高まる一方、労働者においても、希望する地域等において継続して働きたいというニーズや、自らの経験・能力を活かし、成長産業等への転職・再就職を通じてキャリアアップ・キャリアチェンジを図りたいというニーズが高まっています。

地域限定正社員制度の普及や、転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行の確立等が実現できれば、労働者にとっては、自分に合った働き方を選択してキャリアを自ら設計できるようになるとともに、企業にとっても、産業・事業構造の劇的な変化の中ににおいて、必要な人材の確保や生産性の向上に大きく寄与することが期待されます。

こうした観点に立ち、国においては、若者の雇用機会の確保及び職場への定着に関し、事業主等が適切に対処するための事項を示した「若者雇用促進法」の指針を改正するとともに、企業が転職・再就職者の受け入れ促進のため取り組むことが望ましいと考えられる基本となるべき事項等を示した「年齢にかかわりない転職・再就職者の受け入れ促進のための指針」を策定しました。

両指針については、周知・啓発等を実施し、多様な選考・採用機会の拡大に向けて、地域限定正社員制度の導入や転職・再就職者の受け入れ促進の機運の醸成を図ることとしております。

※指針の内容につきましては、職業安定課、訓練室（☎099-219-8711）または各ハローワークへお問い合わせください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成30年4月末現在】

県内有効求人倍率	1.27倍（前月比0.03P増）
全国平均有効求人倍率	1.59倍（前月と同水準）
県内正社員有効求人倍率	0.86倍（前年同月比0.13P増）
全国正社員有効求人倍率	1.02倍（前年同月比0.11P増）

※ 本県の雇用失業情勢は、景気の緩やかな回復傾向や、それに伴う人手不足を背景として、平成30年4月の県内有効求人倍率が統計開始以来過去最高となり、24か月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善傾向にあります。

その一方で、産業によって求人の増減にばらつきがみられ、今後の求人・求職の動きに注意が必要と思われます

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【人材確保等支援助成金】

●設備改善等支援コース

平成30年度から新設されたコースです。

この助成金は、生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ）等を図る事業主に対して助成するものです。

設備等の投資前に雇用管理改善計画を策定していただきます。計画期間が1年タイプ（設備投資費用175万円以上1,000万円未満）と3年タイプ（設備投資費用240万円以上）の2つに分かれ、いずれのタイプにするかは事業主が選択することになります。

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。

平成30年 業種別死傷災害発生状況（平成30年5月分 速報版）

鹿児島労働局

	平成30年		平成29年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	638	4	638	5	0	-1
1 製造業	122	0	128	1	-6	-1
1 食料品製造業	64		75		4	
4 木材・木製品製造業	13		9		-4	
9 窒素土石製品製造業	6		10		-4	
11～12 金属製品製造業	5		10		-5	
13～15 機械機具製造業	8		8		0	
上記以外の製造業	26		16		10	
2 鉱業	2	0	3	0	-1	0
3 建設業	101	1	100	0	1	1
1 土木工事業	39		41		-2	
2 建築工事業	50	1	40		10	1
3 その他の建設業	12		19		-7	
4 運輸交通業	77	0	69	2	8	-2
1 鉄道・航空機業	4		6	1	-2	-1
2 道路旅客運送業	8		9		-1	
3 道路貨物運送業	63		53	1	10	-1
4 その他の運輸交通業	2		1		1	
5 貨物取扱業	13	0	11	0	2	0
1 陸上貨物取扱業	5		6		-1	
2 港湾運送業	8		5		3	
6 農林業	31	2	37	1	-6	1
1 農業	13	1	19		-6	1
2 林業	18	1	18	1	0	
7 営農・水産業	31	0	34	0	-3	0
8 商業	79	0	66	0	13	0
1 鉄売業	6		6		0	
2 小売業	58		52		6	
3 理美容業	2		0		2	
4 その他の商業	13		8		5	
9 金融・広告業	5	0	9	0	-4	0
11 通信業	8	0	6	0	2	0
12 教育・研究業	6	0	7	0	-1	0
13 保健衛生業	91	0	94	0	-3	0
1 医療保健業	44		35		9	
2 社会福祉施設	45		58		-13	
3 その他の保健衛生業	2		1		1	
14 接客娯楽業	32	0	33	0	-1	0
1 旅館業	6		7		-1	
2 飲食店	13		14		-1	
3 その他の接客娯楽業	13		12		1	
上記以外の事業	40	1	41	1	-1	0
10 映画・演劇業	0		0		0	
15 清掃・と畜業	27	1	22	1	5	
16 官公署	0		0		0	
17 その他の事業	13		19		-6	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	68	0	59	1	9	-1
第三次産業（8-17）	261	1	256	1	5	0

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者は翌7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



平成30年度 業務改善助成金のご案内

鹿児島労働局雇用環境・均等室

【業務改善助成金】

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）や人材育成に係る研修、業務改善のためのコンサルティングなどを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合、設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

【支給対象者】

対象となるのは、事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者です。

※引き上げる金額により、助成対象事業場が異なりますのでご注意ください。

【支給要件】

- 1 賃金引上計画を策定すること
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）
- 2 引上げ後の賃金額を支払うこと
- 3 生産性向上に資する機器・設備の導入やコンサルティングなどを行うことにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
 - (1) 単なる経費削減のための経費（LED電球への交換等）
 - (2) 職場環境を改善するための経費（エアコン設置等）
 - (3) 通常の事業活動に伴う経費（事務所借料等）
 等は除きます。
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと
※その他、申請に当たって必要な書類があります。

【助成額】

事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（千円未満葉数切捨て）。

なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、引き上げる労働者数、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

事業場内最低賃金 の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は3/4 ↓ (※) 生産性要件を満たした場合 には3/4 常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は4/5	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が 1,000円未満の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上		1人以上	70万円	事業場内最低賃金が 800円以上1,000円未 満の事業場

（※）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

【交付申請書の受付締切日】 平成31年1月31日（木）

なお、業務改善助成金は、国の予算額に制約されるため締切日以前に受付を締め切る場合があります。

医療機関の経営者・管理者の皆様へ 医療勤務環境改善支援センター をご利用ください

医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）と医業経営アドバイザー（日本医業経営コンサルタント協会認定コンサルタント）が、県内の医療機関からの医療勤務環境の相談内容に応じて、専門的な助言・支援を行います。

医療労務管理相談

- スタッフが長く、安心して働ける職場にしたい！
- 育児・介護中の休み方、働き方は？
- 助成金制度を上手に活用したい。

医業経営相談

- 職員満足度調査で現状を把握したい！
- 勤務環境改善の好事例を知りたい！
- 効率よく、経営を安定させたい。

勤務環境改善に関する様々な相談にワンストップで対応します！

専門のアドバイザーを派遣します！

研修会などを開催します！

- 患者満足度の向上
- 医療の質の向上
- 医療スタッフの定着・モチベーションのUP
(職員満足度の向上)

●地域医療の持続的発展

●経営の安定化



働きやすい職場づくり

勤務環境を改善すると・・・

医療機関向け 無料相談

鹿児島県医療勤務環境改善支援センター

〒892-0803 鹿児島市祇園之洲町5番

公益社団法人
日本医業経営コンサルタント協会鹿児島県支部内

相談
無料

**まずは、
お電話ください。**
(相談者の秘密は守ります)



TEL 099-813-7731

FAX 099-813-7741

URL

<http://www.kagoshima-medsc.jp/>

受付時間：午前9時から午後5時まで
(土日・祝日を除く)



しごとやす かいけいかく
仕事休もっ化計画 始動！

会社の夏季休暇に年休をプラスして連続休暇を取得しよう。

鹿児島労働局雇用環境・均等室

年次有給休暇とは

年次有給休暇は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法において、労働者は、

- ・6ヶ月間継続して雇われていること
- ・全労働日の8割以上を出勤していること

を満たしていれば、10日間の年次有給休暇が付与され、申し出ることにより取得することができます（勤続年数、週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります。）。

年次有給休暇の取得率は

年次有給休暇の取得率は、近年微増傾向にあるものの、平成28年で49.4%と5割を下回っています。年次有給休暇の取得が低調な理由として、「みんなに迷惑がかかると感じる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気で取得しづらい」などが全体の約3分の2を占めています。

年次有給休暇取得に向けた職場づくりを！

年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復などのために必要です。さらに、年次有給休暇を取得しやすい環境は、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど、企業、労働者双方にメリットがあります。

労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じないよう、業務のやり方を変えたり、年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入するなど、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

暑い夏 海に山に
花火に 夏祭りに
休暇を取って
人生の充実を



休もっ化計画1 仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで
休みやすい職場環境にしよう。

休もっ化計画2 土日・祝日にプラスワン休暇して、
連続休暇にしよう。 休もっ化計画3 年次有給休暇の
「計画的付与制度」を活用しよう。

[キッズウィーク] 地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する
取組（キッズウィーク）が平成30年度から始まります。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

会社の夏季休暇に年次有給休暇を組み合わせて連続休暇に！

週休2日制の会社で、8月13日(月)～15日(水)が夏季休暇(お盆休み)の場合には5連休となります。16日(木)と17日(金)に年次有給休暇をプラスすると9連休となります。

暑い夏、海に山に、花火に夏祭りに、休暇を取って人生を充実させませんか。

STOP!熱中症

初夏から残暑の時季まで、熱中症による死者が後を絶ちません。近年、熱中症災害が高止まりしていることを受け、「第13次労働災害防止計画」にも、重点事項のひとつとして、熱中症予防対策に取り組むことが引き続き明記されています。

厚生労働省と中央労働災害防止協会（中災防）をはじめとする労働災害防止団体などは、4月を準備期間、7月を重点取組期間とする「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（平成30年5月1日～9月30日）を積極的に展開し、職場の取り組みをサポートします。

早めの予防対策で、熱中症による死亡灾害ゼロを目指しましょう。

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

職場における 熱中症による死傷者数の推移

職場における熱中症による死傷者数は、平成22年に記録的な猛暑により最多となり、その後も、400人～500人台で推移し、高止まりの状態にあります。



熱中症は、さまざまな業種、
さまざまな状況で発生します



運動時 のガイドライン (熱中症未発症の 運動指針)	生活時 のガイドライン (日常生活における 熱中症予防指針)
運動は原則中止	危険
危険警戒 (低い危険度)	危険警戒
警戒 (積極的に休憩)	警戒
注意 (積極的に水分補給)	注意
ほぼ安全 (適度な水分補給)	注意

WBGT値 (暑さ指数)
31以上 極端
30以上 危険
29~31 備考
28~29 警戒
27~28 注意
25~28 警戒
23~25 注意
21~25 注意
20~21 注意
18~20 注意
16~18 注意
14~16 注意
12~14 注意
10~12 注意
8~10 注意
6~8 注意
4~6 注意
2~4 注意
0~2 注意

※ここで26~31℃は、28℃以上31℃未満の意味。

WBGT計で確認しよう！

気温はさほど高くなくても、湿度が高い時には熱中症にかかる危険度が高まります。熱中症は、気温・湿度・風速・輻射熱が複雑に影響し合って起こります。

WBGT（湿球黒球温度）で示される暑さ指数の単位は、気温と同じ摄氏度（℃）ですが、その値は気温とは異なります。熱中症対策の指標として、WBGT計で確認しましょう。

職場の熱中症予防のためのチェックシート	
<input checked="" type="checkbox"/> あなたの職場の対策は万全か、自主点検してみましょう！	
<input type="checkbox"/> ①WBGT値（暑さ指数）を把握していますか	WBGT基準値を大幅に超える場所で作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。
<input type="checkbox"/> ②休憩場所は整備していますか	涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物や設備（氷、おしぼり、シャワー等）なども備えましょう。
<input type="checkbox"/> ③緊急時に搬送を行う病院を把握していますか	近隣の病院、診療所の情報を把握した上で、救急措置の手順を関係者に周知しましょう。
<input type="checkbox"/> ④熱に慣れ、環境に適応するための「順化」期間を設けていますか	労働者が「暑さに慣れない」と適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしていきましょう。
<input type="checkbox"/> ⑤自覚症状の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか	水分や塩分の摂取を確認する表を作るなどして摂取状況を確認し、徹底を図りましょう。
<input type="checkbox"/> ⑥労働者に、透湿性・通気性のよい服や帽子を着用させていますか	クールジャケット、日よけ用の帽子、冷却グッズなどを活用しましょう。
<input type="checkbox"/> ⑦睡眠不足・体調不良など労働者の健康状態に配慮していますか	朝礼などの際に、労働者の体調を確認し熱中症の発症に影響を与えるがそれがあるかを確認しましょう。
<input type="checkbox"/> ⑧熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか	作業管理者や労働者に対し、熱中症の症状や予防方法、緊急時の救急処置等について教育を行いましょう。

中央労働災害防止協会（中災防）は、熱中症防止のための図書・用品をご用意しています。



これらは熱中症の危険サイン

すぐに医療機関を受診させましょう。

熱中症の救急処置
(現場での応急処置)

救急隊を要請してください

医療機関へ搬送してください

中小規模事業場安全衛生相談窓口

熱中症対策など、職場の安全衛生に関するご相談は中災防へ！

※中小規模事業場の事業主・担当者以外の方からも無料で相談をお受けしています。

中災防本部相談窓口 TEL:03-3452-6296 メール:jisha-soudan@jisha.or.jp

北海道安全衛生サービスセンター	TEL:011-512-2031	近畿安全衛生サービスセンター	TEL:06-6448-3450
東北安全衛生サービスセンター	TEL:022-261-2821	大阪労働衛生総合センター	TEL:06-6448-3464
関東安全衛生サービスセンター	TEL:03-5484-6701	中国四国安全衛生サービスセンター	TEL:082-238-4707
中部安全衛生サービスセンター	TEL:052-682-1731	四国支所	TEL:087-861-8999
同 北陸支所	TEL:076-441-6420	九州安全衛生サービスセンター	TEL:092-437-1664

第77回(平成30年度)全国産業安全衛生大会 ただ今、参加者募集中

(公社)鹿児島県労働基準協会

今年の全国産業安全衛生大会は、今年度が第13次労働災害防止計画（5ヵ年計画）の初年度であることから、テーマを「**安全・健康の決意新たに トップの率先 現場の改善**」とし、25年ぶりに神奈川県横浜市で開催されます。

総合集会のほか、14の分科会において、約270題の講演及び事例発表等が予定されています。

事業者、安全衛生スタッフの方等の多数の参加をお待ちしております。

開催期日 平成30年10月17日（水）～10月19日（金）
会場 横浜アリーナ（横浜市）ほか横浜市内会場
申し込み方法 まずは、ご連絡下さい。大会案内書を送付致します。

○○○ 問い合わせ・申し込み先 ○○○
 (公社)鹿児島県労働基準協会
 〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16
 電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622

申込方法 大会参加申込書に必要事項を記入し、当協会までFAX、郵送又はご持参下さい。

申込切日 10月10日（水）必着です



第46回(平成30年度) 労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成30年6月6日付け、公益財団法人安全衛生技術試験協会より当協会長あて標記試験の周知依頼がありましたので下記のとおりお知らせ致します。

1 筆記試験

- (1) 試験日 平成30年10月16日（火）
- (2) 試験地 福岡県（九州安全衛生技術センター）他
- (3) 合格発表 平成30年12月20日（木）に厚生労働省が合格発表を行う予定

2 口述試験

- (1) 試験日 平成31年1月16日（水）から1月17日（木）（大阪府）
平成31年1月29日（火）から1月31日（木）（東京都）
- (2) 試験地 大阪府、東京都
- (3) 合格発表 平成31年3月下旬に厚生労働省が合格発表を行う予定

3 受験申請

- (1) 受付期間 平成30年7月9日（月）から8月8日（水）まで（消印有効）
ただし、筆記試験全科目免除者については、平成30年11月1日（木）から11月16日（金）まで受付（消印有効）
- (2) 受付場所 （公財）安全衛生技術試験協会本部（郵送可）

4 受験申請書等

- (1) 頒布場所 当労働基準協会本部（TEL 099-226-3621）、他
- (2) 頒布期間 平成30年6月14日（木）から11月16日（金）まで

問い合わせ先

(公財)安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター（福岡県久留米市）
 電話 0942-43-3381

中小規模事業場向け安全衛生相談窓口を開設しました

(公社)鹿児島県労働基準協会

当協会は、平成30年4月から中央労働災害防止協会より委託を受けて、中小規模事業場安全衛生相談事業を実施しています。

この事業は、安全衛生に係る専門的知識やノウハウを有する相談員による助言、情報提供を通じて中小規模事業場の安全衛生水準の向上に寄与することを目的としています。

***** 相談先 *****

(公社)鹿児島県労働基準協会 相談係

時間 午前9:00～17:00

鹿児島市新屋敷町16-16

電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622

***** 相談方法 *****

電話、FAX又はご来所により相談をお受け致します。

なお、相談内容によっては、後日、安全コンサルタントがお答えさせて頂く場合がございます。

平成30年8月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
小型移動式クレーン運転	8/6~8/8	7/9~7/13	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
有機溶剤作業主任者	8/9~8/10	7/9~7/13	会員 12,824円 一般 13,824円	※会場がオロシティーホールとなります。
車両系建設機械運転(解体用)	8/16	7/17~7/20	会員 17,780円 一般 18,780円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
	8/17	7/17~7/20	会員 17,780円 一般 18,780円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 8/20~8/24	7/23~7/27	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 8/20~8/21		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
床上操作式クレーン運転	8/20~8/22	7/23~7/27	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	8/22~8/24	7/23~7/27	会員 18,440円 一般 19,440円	
車両系建設機械運転(整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 8/27~8/31	7/30~8/3	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 8/27~8/28		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
玉掛け	8/27~8/29	7/30~8/3	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
クレーン運転	8/6~8/7	7/9~7/13	会員 16,770円 一般 20,010円	
安全管理者選任時研修	8/16~8/17	7/17~7/20	会員 16,632円 一般 20,952円	
衛生推進者	8/24	7/23~7/27	会員 8,140円 一般 8,640円	※会場がオロシティーホールとなります。

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0996-25-1377 FAX0996-25-1377

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転技能講習	8/20~8/21	7/17~7/20	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

横川地区での講習会のお知らせ

加治木支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0995-63-1030 FAX0995-63-1030

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
玉掛け技能講習	9/5~9/7	7/30~8/3	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

岩川地区での講習会のお知らせ

志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL099-472-4877 FAX099-472-4833

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習	9/11~9/13	7/30~8/3	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

（備考） 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただか、案内書をお取り寄せください。